

令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、住宅等のリフォーム等工事又は耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、既存住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を目的とするため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより補助金の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 鮭川村内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - イ 売買（平成28年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）
 - ロ 贈与（平成28年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ハ 相続（平成27年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - ニ 賃貸借（平成28年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅、並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (4) リフォーム等工事 別表第1から別表第9までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。
 - イ 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (5) リフォーム等耐震改修工事 リフォーム等工事及び耐震改修をいう。
- (6) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板をいう。
- (7) 村内業者 鮭川村内に所在地を有する個人事業者又は鮭川村内に本店もしくは主たる営業所等を有する法人事業者
- (8) 村外業者 前号以外の山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店もしくは主たる営業所等を有する法人事業者
- (9) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅で、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2号から第4号までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又

は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国土交通省告示」という。）に基づく方法）により調査し、診断することをいう。

- (10) 評点0.7又は評点1.0 国土交通省告示において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。
- (11) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事であって工事後に評点0.7以上となるものをいう。
- (12) 農業集落排水工事 リフォーム等工事の内、別表8に掲げる工事をいう。
- (13) 子育て世帯 平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (14) 移住世帯 平成28年4月1日以降に山形県外から村内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島の各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に村内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。また、平成31年4月1日以降に鮭川村外から村内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯をいう。
- (15) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
- (16) 空き家改修工事 移住世帯が鮭川村空き家バンク制度に登録された空き家を取得しリフォーム等耐震改修する工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事又は空き家改修工事を行う者
- (2) 本村に住所を有する者
- (3) 住宅のリフォーム等耐震改修工事の実施にあたり、村内業者及び村外業者と工事請負契約をする者
- (4) 補助金申請年度の2月28日まで、完了報告書を提出できる者
- (5) 村税等（各種保険料、使用料を含む）に滞納がない世帯
- (6) 村が実施する他の制度による補助を受けていない者
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあるとみとめられる者

- (8) 空き家改修工事の場合、事業年度の3月31日までに入居し、かつ、10年以上居住すること。

(交付対象工事)

第4条 事業の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1から別表第6（ただし、農業集落排水工事にあつては別表8とし、空き

家改修工事にあつては別表第9とする。)に定める基準点の合計が

10点以上となる工事を含むリフォーム等工事であること。ただし、リフォーム等工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は、基準点の合計が5点以上であること。

(2) リフォーム等耐震改修工事にあつては、村内業者及び村外業者と請負契約を締結するものとし、空き家改修工事にあつては、村内業者と請負契約を締結するものであること。

2 前項にかかわらず、耐震改修の補助対象工事は、村内業者及び村外業者と請負契約を締結し、別表第7に掲げる工事を施工するものであること。

(交付対象住宅)

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 住宅及び住宅等

(2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅(ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。)

(3) 併用住宅(ただし、住宅部分のみを交付対象とする。)

(4) 鮭川村空き家バンク制度に登録された空き家

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 村内業者が別表第1から別表第6までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用に20%を乗じて得た額又は、24万円のいずれか低い額

(2) 村外業者が別表第1から別表第6までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用に20%を乗じて得た額又は、12万円のいずれか低い額

(3) 前2号の規定にかかわらず、別表第7に掲げる工事を実施する場合は、耐震改修に要する費用に50%を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い額

(4) 耐震改修に係る工事と合わせて別表第1並びに別表第3から別表第6までに掲げるリフォーム等工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額に前1号及び2号の規定を適用して算出された額

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が子育て世帯、移住世帯、新婚世帯により行われるもの(ただし、第4条第1号に規定する点数を満たす場合に限る。)である場合には、同項第1号中「20%」を「1/3」に、「24万円」を「30万円」に、同項第2号中「10%」を「1/4」に、「12万円」を「15万円」に読み替えて適用する。

3 別表8に掲げる農業集落排水工事を実施する場合は20万円を上限とした額とし、第4条に掲げるリフォーム等工事と併せて農業集落排水工事を実施する場合は、前2項の規定による補助金の額に20万円を上限とした額を加えて得た額とする。

4 別表第9に掲げる空き家改修工事を村内業者が実施する場合は工事に要する費用に2/3を乗じて得た額又は140万円のいずれか低い額とする。

5 第1項から第4項のリフォーム等耐震改修工事に要する費用には、工事に附随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

6 補助金の交付は、令和3年4月1日以降に着手され、令和4年2月28日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等工事に着手する前に、令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事の見積書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の図面の写し
- (3) 着工前カラー写真
- (4) 税及び料等に関する証明書（様式第2号）
- (5) 暴力団でないことを証する宣誓書（様式第3号）
- (6) 工事点数の算出表（様式第4号）
- (7) 建築工事契約書の写し（契約日は申請月日以前の日付とする）
- (8) 耐震改修 昭和56年5月31日以前に着工されたことが分かる書類（建築確認済証、完了検査済証、建物登記簿、権利証、固定資産税課税台帳兼名寄帳等いずれかの写し）及び現況と耐震改修計画の上部構造評点が分かる書類
- (9) 子育て世帯 住民票（謄本）の写し又は母子手帳の写し
- (10) 移住世帯 住民票の写し
- (11) 新婚世帯 戸籍謄本の写し（法律婚）又は住民票の写し（事実婚）
- (12) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更する又は申請を取下げるときは、令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第6号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

(完了報告書)

第10条 交付対象者は、リフォーム等耐震改修工事が完了したときは、速やかに令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業建築工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 耐震改修の場合 耐震改修後の耐震診断に基づく上部構造評点が分かる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により交付対象者に通知する。

(補助金額の交付)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 村長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から施行する。